

平成十六年法律第二百五十四号
信託業法

信託業法（大正十一年法律第六十五号）の全部を改正する。
目次

第二章 信託会社	総則（第一条・第二条）
第一節 総則（第三条—第十六条）	
第二節 主要株主（第十七条—第二十条）	
第三節 業務（第二十一条—第三十一条）	
第四節 経理（第三十二条—第三十五条）	
第五節 監督（第三十六条—第五十条）	
第六節 特定の信託についての特例（第五十条の二—第五十二条）	
第三章 外国信託業者（第五十三条—第六十四条）	
第四章 指図権者（第六十五条・第六十六条）	
第五章 信託契約代理店	
第一節 総則（第六十七条—第七十三条）	
第二節 業務（第七十四条—第七十六条）	
第三節 経理（第七十七条—第七十八条）	
第四節 監督（第七十九条—第八十四条）	
第五節 雜則（第八十五条）	
第五章の二 指定紛争解決機関	
第一節 総則（第八十五条の二—第八十五条の四）	
第二節 業務（第八十五条の五—第八十五条の十七）	
第三節 監督（第八十五条の十八—第八十五条の二十四）	
第六章 雜則（第八十六条—第九十条）	
第七章 罰則（第九十一条—第一百一条）	
第八章 没収に関する手続等の特例（第一百二条—第一百四条）	
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、信託業を営む者等に關し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け（他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行わるものであつて、その内容等を勘案し、委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの（以下同じ。）を行う営業をいう。

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3 この法律において「管理型信託業」とは、次の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行ふ営業をいう。

一 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が株式の所有関係又は人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分（当該信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。）が行われる信託

二 信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託

4 この法律において「管理型信託会社」とは、第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

5 この法律において「外国信託業者」とは、外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者（信託会社を除く。）をいう。

6 この法律において「外國信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7 この法律において「管理型外國信託会社」とは、第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

8 この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約（当該信託契約に基づく信託の受託者が当該信託の受益権（当該受益権を表示する証券又は証書を含む。）の発行者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第五項に規定する発行者をいう。）とされる場合を除く。）の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業をいう。

9 この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

10 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

11 この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。

一 信託会社及び外國信託会社が営む信託業並びにこれらの者が第二十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により営む業務並びに当該信託会社及び外國信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業

二 第五十二条第一項の登録を受けた者が営む信託業及び当該登録を受けた者が第二十一条第一項の規定により営む業務

三 第五十条の二第一項の登録を受けた者が行う信託法（平成十八年法律第二百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務及び当該登録を受けた者が営む信託受益権売買等業務（金融商品取引法第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。以下同じ。）

12 この法律において「苦情処理手続」とは、手続対象信託業務関連苦情（手続対象信託業務に関する苦情をいう。第八十五条の七、第八十五条の八及び第八十五条の十二において同じ。）を処理する手続をいう。

13 この法律において「紛争解決手続」とは、手続対象信託業務関連紛争（手続対象信託業務に関する紛争で当事者が和解をできるものをいう。第八十五条の七、第八十五条の八及び第八十五条の十三から第八十五条の十五までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

14 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付隨する業務をいう。

15 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と信託会社等（信託会社、外國信託会社、第五十条の二第一項の登録を受けた者及び第五十二条第一項の登録を受けた者をいう。第五章の二において同じ。）との間で締結される契約をいう。

第二章 信託会社

第一節 総則

（免許）

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

（免許の中請）

第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 商号

二 資本金の額

- 三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第八条第一項において同じ。）の氏名
- 四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類
- 六 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款
- 二 会社の登記事項証明書
- 三 業務方法書
- 四 貸借対照表
- 五 収支の見込みを記載した書類
- 六 その他内閣府令で定める書類
- 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 引受けを行う信託財産の種類
- 二 信託財産の管理又は処分の方法
- 三 信託財産の分別管理の方法
- 四 信託業務の実施体制
- 五 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）
- 六 信託受益権売買等業務又は電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）、第二条第二十七項に規定する特定信託会社であつて、同法第三十七条の二第三項の届出をしたものが同法第六十二条の八第三項の届出をして當む同法第二条第一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第九項に規定する特定信託受益権に係るものに限る。）をい
- う。第二十一条第一項及び第九十三条第三号において同じ。）を當む場合には、当該業務の実施体制
- 七 その他内閣府令で定める事項
- （免許の基準）
- 第五条 内閣総理大臣は、第三条の免許の申請があつた場合においては、当該申請を行う者（次項において「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならないものであること。
- 二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。
- 三 人の構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、一定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するため十分なものであること。
- 二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。
- 三 人の構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、一定款及び業務方法書の規定が法令に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でない者
- ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいい。）
- 二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社
- 三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社
- 四 他の信託会社が現に用いている商号又は他の信託会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社
- 五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同条第一項の認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号、第八号ニ及び第十号イにおいて同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。第八号ニ、ホ及びヘ並びに第十号イにおいて同じ。）から五年を経過しない株式会社

六 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

七 他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である株式会社又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確實に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 心身の故障のため信託業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役、会計参与若しくはこれらに準ずる者又は国内にお

ける代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

本第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

への取消しの日から五年を経過しない者

項と同種類の登録を取り消され、又は当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役（第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

チ第六号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

イ個人である主要株主（申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

九イ心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあっては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号口からチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

十口前号口からチまでのいずれかに該当する者である株式会社

イ第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はそ

ハ法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者うちの次のいずれかに該当する者のある者

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第八号口からチまでのいずれかに該当する者

前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回ってはならない。

第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することのできない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができない株式に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

第三項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

次各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（資本金の減少）

四 第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

五 第二項第九号の「子会社」を除く。は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

六 第三条の規定にかかるはず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

第七条（登録） 第三条の規定にかかるはず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

七 第二項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

八 第二項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

九 第二項の登録の有効期間内に、登録の有効期間満了後引き続き管理型信託業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の有効期間満了後引き続き管理型信託業を営むことを認めなければならない。

十 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

十一 第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならぬ。

十二 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

十三 第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十四 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

十五 第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十六 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

十七 第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十八 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

十九 第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

二十 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

		(登録の申請)
第八条	前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。第十条第一項、第四十五条第一項第三号及び第九十一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第十条第一項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	
1	一 商号	
2	二 資本金の額	
3	三 取締役及び監査役の氏名	
4	四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	
5	五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	
6	六 本店その他の営業所の名称及び所在地	
7	七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
8	一 定款	
9	二 会社の登記事項証明書	
10	三 業務方法書	
11	四 貸借対照表	
12	五 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
13	六 その他の内閣府令で定める書類	
14	一 引受けを行う信託財産の種類	
15	二 信託財産の管理又は処分の方法	
16	三 信託財産の分別管理の方法	
17	四 信託業務の実施体制	
18	五 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続(第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)	
19	六 その他内閣府令で定める事項	
20	一 第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。	
21	一 前条第一項各号に掲げる事項	
22	二 登録年月日及び登録番号	
23	内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	
24	(登録の拒否)	
25	内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	
26	一 第五条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)のいずれかに該当する者	
27	二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社	
28	三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社	
29	四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない株式会社	
30	五 人の構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない株式会社	
31	二 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。	
32	(營業保証金)	
33	十一條 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。	
34	二 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。	
35	(第十四条)	
36	信託会社は、その商号中に信託という文字を用いなければならない。	
37	二 信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第三条の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。	
38	3 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。	
39	4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができるもの。	
40	5 信託会社は、第一項の営業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。	
41	6 信託の受益者は、当該信託に關して生じた債権に關し、当該信託の受託者たる信託会社に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。	
42	7 前項の権利の実行に關する必要な事項は、政令で定める。	
43	8 信託会社は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	
44	9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)をもつてこれに充てることができる。	
45	10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託財産の新受託者への譲渡若しくは帰属権利者への移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。	
46	11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。	
47	(変更の届出)	
48	第十二条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	
49	2 管理型信託会社は、第八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	
50	3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。	
51	(業務方法書の変更)	
52	第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	
53	2 管理型信託会社は、業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	

(名義貸しの禁止)

第十五条 信託会社は、自己の名義をもつて、他人に信託業を営ませてはならない。

(取締役の兼職の制限等)

第十六条 信託会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営む場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

2 会社法第三百三十一條第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、信託会社については、適用しない。

第二節 主要株主(主要株主の届出)
第十七条 信託会社の主要株主（第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）となつた者は、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該信託会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。2 前項の対象議決権保有届出書には、第五条第二項第九号及び第十号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
(措置命令)**第十八条** 内閣総理大臣は、信託会社の主要株主が第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該信託会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。**第十九条** 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(信託会社を子会社とする持株会社に対する適用)

第二十条 前三条の規定は、信託会社を子会社（第五条第六項に規定する子会社をいう。第五十一条を除き、以下同じ。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。**第三節 業務**

(業務の範囲)

第二十一条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務（当該信託会社の業務方法書（第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をいう。）において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）を営むことができる。

2 信託会社は、前項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務をするものを営むことができる。

3 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、営む業務の内容及び方法並びに当該業務を営む理由を記載した書類を添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 信託会社は、第二項の規定により営む業務の内容又は方法を変更しようとするとときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

5 信託会社は、第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

6 第三条の免許又は第七条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該免許又は登録を受けたときには、当該業務を営むことを条件として、信託業務の一部を第三者に委託することができる。

(信託業務の委託)

一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）が信託行為において明らかにされていること。

二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。

2 信託会社が信託業務を委託した場合における第二十八条及び第二十九条（第三項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。

3 前二項の規定（第一項第二号を除く。）は、次に掲げる業務を委託する場合には、適用しない。

一 信託財産の保存行為に係る業務
二 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
三 前二号のいずれにも該当しない業務であって、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるもの

(信託業務の委託に係る信託会社の責任)

2 信託会社が信託業務を次に掲げる第三者（第一号又は第二号にあっては、株式の所有関係又は個人の関係において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当し、かつ、受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当しない者に限る。）に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、当該委託先が不適任若しくは不誠実であることを又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。）に対する通知、当該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠つたときは、この限りでない。

1 信託行為において指名された第三者

2 信託行為において信託会社が委託者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

3 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

(第二十三条の二) 信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

1 指定紛争解決機関が存在する場合 一 の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

2 指定紛争解決機関が存在しない場合 手続対象信託業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第八十五条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準するものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に關する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をい

3 信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続の実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

4 第二項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適

用しない。

1 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当したこととなつたとき 第八十五条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は、委託の選定に係る基準及び手続）が信託行為において明らかにされていること。

第四節 経理

(事業年度)

第三十二条 信託会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

(事業報告書)

第三十三条 信託会社は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第三十四条 信託会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいいう。以下同じ)をもつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社(管理型信託会社を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)の会計帳簿及びこれに関する資料(信託財産に係るものに限る。)については、適用しない。

第五節 監督

(合併の認可)

第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者とする合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(第四項において「合併後の信託会社」という。)について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 3 前項の申請書には、合併契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合は、合併後の信託会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、合併後の信託会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けて合併により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

4 3 前項の申請書には、分割計画その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合には、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項各号に掲げる事項に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(事業譲渡の認可)

第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡(次項において「事業譲渡」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社(以下この条において「譲受け会社」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第一項の認可を受けて吸收分割により信託業の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時

(事業譲渡の認可)

第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡(次項において「事業譲渡」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社(以下この条において「譲受け会社」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 第四条第一項各号に掲げる事項

2 譲受け会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合には、譲受け会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、譲受け会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 前項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項第一号 第四条第一項各号 第五十三条第二項各号

第五条第一項各号 第五十三条第五項各号

第五条第二項各号 第五十三条第六項各号

(権利義務の承継)

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立する信託会社は、合併により消滅する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理大臣による認可その他の处分に基づいて有していた権利義務を承継する。

若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(吸收分割の認可)

第三十八条 信託会社が他の株式会社に信託業の全部又は一部の承継をさせるために行う吸收分割(次項及び第五項において「吸收分割」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの承継をさせる吸收分割については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、吸收分割により信託業の全部又は一部の承継をする株式会社(以下この条において「承継会社」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 第四条第一項各号に掲げる事項

2 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合には、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けて吸收分割により信託業の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時

(事業譲渡の認可)

第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡(次項において「事業譲渡」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社(以下この条において「譲受け会社」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 第四条第一項各号に掲げる事項

2 譲受け会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合には、譲受け会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、譲受け会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 前項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項第一号 第四条第一項各号 第五十三条第二項各号

第五条第一項各号 第五十三条第五項各号

第五条第二項各号 第五十三条第六項各号

(権利義務の承継)

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立する信託会社は、合併により消滅する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理大臣による認可その他の处分に基づいて有していた権利義務を承継する。

2 前項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする信託会社について準用する。

(届出等)

第四十一条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

二 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、会社分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。その会社

二 合併により消滅したとき。その会社を代表する取締役若しくは執行役又は監査役であった者

三 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

3 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

5 信託会社（管理型信託会社を除く。以下この項において同じ。）が第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、信託会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（立入検査等）

第四十二条 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社、当該信託会社との業務に関する取引する者若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し当該信託会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にこれら的主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入りらせ、これらの業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者（その者から

委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し当該信託会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の信託会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

第四十三条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要的限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

（運用型信託会社に対する監督上の処分）

第四十四条 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五条第二項第一号から第六号までに該当していたことが判明したとき。

二 第三条第二項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。

三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。

四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。

五 第三条の免許に付した条件に違反したとき。

六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

（管理型信託会社に対する監督上の処分）

第四十五条 内閣総理大臣は、管理型信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五条第二項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなつたとき。

二 第十条第一項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者（その者から主要株主の書類その他の物件を検査させることができる。）に該当することとなつたときは、当該主要株主は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者（その者から

(免許又は登録の失効)

第四十六条 信託会社が第四十一条第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。

二 信託会社（管理型信託会社を除く。）が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許は、その効力を失う。

三 管理型信託会社が第三条の免許又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第四十七条 内閣総理大臣は、第七条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第四十八条 内閣総理大臣は、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消したとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。
（免許等の取消し等の場合の解任手続）

第四十九条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消した場合における信託法第五十八条第四項（同法第七十条において準用する場合を含む。）の適用については、同項中「委託者又は受益者」とあるのは、「委託者、受益者又は内閣総理大臣」とする。

二 前項の場合における信託法第六十二条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項の適用については、これらの規定中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又は内閣総理大臣」とする。

三 第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であつた受託者は、なお信託会社とみなす。

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

二 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるとときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

三 第四十二条第一項、第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第六節 特定の信託についての特例

（信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託についての特例）

第五十条の二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしようとする者は、当該信託の受益権を多数の者（政令で定める人数以上の者をいう。第十項において同じ。）が取得することができる場合として政令で定める場合には、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。ただし、当該信託の受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められる場合として政令で定める場合は、この限りでない。

二 第七条第二項から第六項までの規定は、前項の登録について準用する。

三 第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十二項の規定により読み替えて適用する第四十五条第三号及び第九十一条第三号において同一）を受けようとする者（第六項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した

申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務の種類

六 前号の業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

七 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行つる営業所の名称及び所在地

八 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社（会社法第一条第一号に規定する会社をいう。第六項において同じ。）の登記事項証明書

三 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

六 前項第三号の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託の信託財産の種類

二 信託財産の管理又は处分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の実施体制

五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部を第三者に委託する場合には、委託する事務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（第二十二条第三項各号に該当する事務を委託する場合を除く。）

六 信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制

七 その他内閣府令で定める事項

八 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい

るときは、その登録を拒否しなければならない。

一 会社でない者

二 資本金の額が受益者の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない会社

四 定款若しくは第四項第三号に掲げる書類の規定が、法令に適合せず、又は信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を適正に遂行するために十分なものでない会社

五 人の構成に照らして、信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない会社

六 第五条第二項第五号又は第六号に該当する会社

七 他に當む業務が公益に反すると認められ、又は当該他に當む業務を営むことがその信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる会社

八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある会社

九 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

一 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自己信託登録簿に登録しなければならない。

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、自己信託登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

四 第一項の登録を受けた者が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたとき（当該信託の受益権を多数の者が取得することができる場合として政令で定めるときに限る。）は、当該

5	内閣総理大臣は、第一項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなかつたときは、同項の信託の受託者に対し三ヶ月以内の期間を定めて受託者でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。							
6	第一項の信託の受託者は、同項の信託の受託者でなくなつたとき、又は同項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなかつたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。							
7	内閣総理大臣は、第一項の信託に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に対し第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に受託者の営業所、事務所その他の施設に立ち入りさせ、第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に關して質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査（第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に關し必要なものに限る。）させることができる。							
8	第四十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。							
9	第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。							
10	一　当該信託の受益権を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。 二　当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。 三　当該信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。 四　その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める行為							
11	第一項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の二若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。							
12	第五十二条第一項第一号に規定する信託についての特例							
13	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の規定により特定大学技術移転事業（同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者（第三項において「承認事業者」という。）が、内閣総理大臣の登録を受け、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け（以下この条において「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け」という。）については、第三条の規定は、適用しない。							
14	第八条（第一項第四号を除く。）、第九条及び第十条（第一項第二号を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。							
15	第八条第一項第五号	第八条第一項第二号	第八条第一項第三号	第八条第一項第一号	資本金	商号	資本金又は出資	信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。）
16	信託業務	取締役及び監査役	役員					

信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない法人第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人七いずれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人八役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五十九条第二項及び第六十条第二項において同じ。）及び国内における代表者のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある法人九主要株主（これに準ずるものを含む。）が信託業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の信託業に係る規制当局による確認が行われていない法人第二項第二号の資本金の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（登録）

第三条、第七条第一項及び前条第一項の規定にかかるらず、外國信託業者は、その主たる支店について内閣総理大臣の登録を受けた場合には、当該主たる支店及び当該外國信託業者が国内において設ける他の支店において管理型信託業を営むことができる。

第七条第二項から第六項までの規定は、前項の登録について準用する。

第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項、第六十条第一項第三号及び第九十一条第三号において同じ。）を受けようとする者（第六項において「申請者」という。）は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 資本金の額

三 役員の氏名

四 信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類

五 国内における代表者の氏名及び国内の住所

六 貸借対照表

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

二 業務方法書

三 貸借対照表

四 その他内閣府令で定める書類

第五条第三項の規定は、前項第二号の業務方法書について準用する。

内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい

るときは、その登録を拒否しなければならない。

一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者

二 第三項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人四 定款（これに準ずるものと含む。）又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するためには十分なものでない法人五 いずれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができない知識及び経験を有すると認められない法人第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合には、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 第三項各号に掲げる事項二 登録年月日及び登録番号

内閣総理大臣は、管理型外国信託会社登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

（損失準備金等）

第五十五条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において計上しなければならない。

前項の規定は、管理型外国信託会社について準用する。この場合において、同項中「第五十三条第六項第二号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。

前二項の規定により計上された損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

外国信託会社は、第一項又は第二項の規定により計上された損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

（申請書記載事項の変更の届出）

第五十六条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

管理型外国信託会社は、第五十四条第三項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

（届出等）

二 合併（当該外国信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、信託業の一部の承継をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

二 外国信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第二十一条第一項

第三条の免許	第四条第二項第三号	第八条第二項第三号	第五十三条第三項第二号
	第五十四条第四項第二号	第五十三条第一項の免許	

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等) 第六十四条 外国信託業者は、次に掲げる業務を行ふため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行おうとする場合) 第五十四条第一項の登録

（この場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 その他信託業に関連を有する業務
内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、外国信託業者に対し前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国信託業者は、第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十五条 指図権者（指図権者の忠実義務）

「権者」ということは、信託の本旨に従い、受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図を行わなければならない。

第六十六条 指図権者はその指図を行ふ信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない
一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えること
となる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。

二 信託の目的 信託財産の状況又は信託財産の管理者しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。

四　目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く）を行ふことを受託者が指図する」と
　その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

(登録) 第一節 総則

第一節 緒則

四

第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

国信託会社（以下「所屬信託会社」という。）のために信託契約代理業を営まなければならない。
（登録の申請）

次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

四 三
信託契約代理業を営む専業所又は事務所の名称及び所在地
所屬信託会社の商号
他に業務を営むときは、その業務の種類

五 他に業務を當むときは、その業務の種類
六 その他内閣府令で定める事項

第七十条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

- 二 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 業務方法書

三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを持む。）

四 その他内閣府令で定める書類

一 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(登録簿への登録)

二 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

二 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

四 他に営む業務が公益に反すると認められる者

(変更の届出)

二 第七十二条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

二 信託契約代理店は、第六十八条第二項第二号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示等)

二 第七十二条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

二 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと)をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

三 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

二 第七十三条 信託契約代理店は、自己の名義をもつて、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。

第二節 業務

- (顧客に対する説明)

第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。）又は媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

 - 一 所属信託会社の商号
 - 二 信託契約の締結を代理するか媒介するかの別
 - 三 その他内閣府令で定める事項

(分別管理)

第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に関する預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。

(準用)

第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあっては、第五号に掲げる行為を除く。）」とあるのは、「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行ふときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

第三節 経理

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属信託会社の説明書類の縦覧)

第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

 - 一 信託契約代理業を廃止したとき（会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む。）。
 - 二 信託契約代理店である個人が死亡したとき。その相続人
 - 三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者
 - 四 信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
 - 五 信託契約代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

(立入検査等)

関して取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 (業務改善命令)

第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務の状況に照らして、当該信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店に対し、その必要な限度において、業務方法書の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第八十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第七十条各号(第二号を除く。)に該当することとなつたとき。

2 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

3 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

4 公益を害する行為をしたとき。

5 内閣総理大臣は、信託契約代理店の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又はその登録は、その効力を失う。

6 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項(登録の抹消)

第七章 紛争解決等業務の実施に関する規程

第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項(登録の抹消)

第八十四条 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第五節 雜則

(所属信託会社の損害賠償責任)

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の防止に努めたときは、この限りでない。

第二章 指定紛争解決機関

第一节 総則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行ふ者として、指定することができる。

1 法人(人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

2 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

3 第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決等業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の第七四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。
 (指定の申請)

第八十五条の三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合は若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第八十五条の七第一項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するためには必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に對し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合にその理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決等業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の第七四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。

- 一 商号又は名称
 二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 三 役員の氏名又は商号若しくは名称
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）
 三 業務規程
 四 組織に関する事項を記載した書類
 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有するこ
 とを明らかにする書類であつて内閣府令で定める書類
- 六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書
 類として内閣府令で定める書類
- 七 その他内閣府令で定める書類
- （秘密保持義務等）
- 第八十五条の四** 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五条の十三第二項の規定により選任さ
 れた紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五条の七第二項及び第四項において同
 じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得
 た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑
 法その他の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第二節 業務**
 （指定紛争解決機関の業務）
- 第八十五条の五** 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等
 業務を行うものとする。
- 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入信託会社等（手続実施基本
 契約を締結した相手方である信託会社等をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客
 （以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他
 の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬
 を受けることができる。
 （苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）
- 第八十五条の六** 指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であ
 つて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第八十五条
 の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理
 手續又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。
- （業務規程）
- 第八十五条の七** 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならな
 い。
- 一 手続実施基本契約の締結に関する事項
 二 紛争解決等業務の実施に関する事項
 三 紛争解決等業務に要する費用について加入信託会社等が負担する負担金に関する事項
 四 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項
 五 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公
 共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

- 2**
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定める
 もの
- 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客からの手続対象信託業務関連苦情の解決の申立
 て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始する
 こと。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入信託会社等の顧客
 からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続
 に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理
 由なくこれを拒んではならないこと。
- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入信託
 会社等に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入信託会社
 等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、手続対象信託業務関連紛争の解決のため必要な特別
 調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。
- 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に
 和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の
 状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決の
 ため必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。
- 六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合に
 は、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争
 解決機関に報告しなければならないこと。
- 七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当
 該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければ
 ならないこと。
- 八 前二号に規定する場合のほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る
 訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争
 解決機関に報告しなければならないこと。
- 九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその
 訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなけ
 ればならないこと。
- 十 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について
 周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連
 紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項
- 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、信託会社等から手
 続実施基本契約の申込みがあつた場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債
 務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを
 除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。
- 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければな
 らない。
- 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
- 二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が手続対象信託業務関連紛争の当事者と利害関
 係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合にお
 いて、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。
- 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に
 対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に

重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。) 又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を手続対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対し不當な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)) 第三条第

月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている手続対象信託業務関連紛争について、当事者間において未決のものがあるとき。

一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈に用い関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

七六

をする場合又は手続対象信託業務関連競争の当事者が指定紛糾解決機関に対して紛糾解決手続を申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等の顧客に対し、速やかにその

旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等に対し、速や

かにその旨を通知する手続を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他を定めていること。

の物件に含まれる手続対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の生質に応じてこれを適切に保管するための取扱いの方法を定めていること。第八十五条の十三

第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 終文宣傳書の三事者たる角形三絆を統一せしもの要件として方正を定めていること。

十三、紛争解決委員が紛争解決手続によつては手続費・賠償金等の当事者間に利害が反立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を手続対

第十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務

第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方

二 法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。
負担金額等が著しく不当なものでないこと。

第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入信託会社等が受諾しなければならないものをいう。

当事者である加入信託会社等の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を承認しないとき。

二、当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起され
ていなない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から

三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている手続対象信託業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

五 顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている手続対象信託業務関連紛争について、当事者間において業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

六 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

七 （手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第八十五条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入信託会社等が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入信託会社等の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入信託会社等の商号又は名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

八 指定紛争解決機関は、手続対象信託業務関連苦情及び手続対象信託業務関連紛争を未然に防止し、並びに手続対象信託業務関連苦情の処理及び手続対象信託業務関連紛争の解決を促進するため、加入信託会社等その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

九 （暴力団員等の使用的の禁止）

第十条 第八十五条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入信託会社等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第十八条 第八十五条の十一 指定紛争解決機関は、第八十五条の十三第九項の規定によるものほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第十九条 第八十五条の十二 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第二十条 第八十五条の十三 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続

法書士法第二条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。
 一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者
 二 手続対象信託業務に従事した期間が通算して十年以上である者
 三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者
 四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
 4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入信託会社等の顧客が当該手続対象信託業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他的事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不正当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをしたものに対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第八十五条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入信託会社等の顧客にし、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項
 二 第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
 三 その他内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関する事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日
 二 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称
 三 紛争解決委員の氏名
 四 紛争解決手続の実施の経緯
 五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
 六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(時効の完成猶予)

第八十五条の十四 紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛

争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。
 2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十三第三項の規定により認可され、又は第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた手続対象信託業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者が第八十五条の二十三第三項若しくは第八十五条の二十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいづれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)
第八十五条の十五 手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいづれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
 一 当該手続対象信託業務関連紛争について、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に一つ紛争解決手続が実施されていること。
 二 前号の場合のほか、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によって当該手続対象信託業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。
 三 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
 3 2 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消すことができる。
 4 2 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てることができない。

第八十五条の十六 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
 (名称の使用制限)
第八十五条の十七 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三節 監督
 (変更の届出)

第八十五条の十八 指定紛争解決機関は、第八十五条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。
 (手続実施基本契約の締結等の届出)

第八十五条の十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいづれかに該当するときは、内閣府令で定めるとところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 一 信託会社等と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。
 二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

(業務に関する報告書の提出)

第八十五条の二十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に

認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入信託会社等若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第八十五条の二十一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定紛争解決機関に対し、その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

1 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

2 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第八十五条の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受ければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他やむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第八十五条の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十五条の二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。

2 不正の手段により第八十五条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

1 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していないことが判明した場合

2 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第六章 雜則

(財務大臣への資料提出等)

第八十六条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、其所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託会社、外国信託会社又は信託契約代理店に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができます。

(権限の委任)

第八十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局长又は財務支局長に委任することができる。

(適用関係)

第八十八条 この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。

(内閣府令への委任)

第九十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

- 第九十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 第三条の規定により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者
 二 不正の手段により第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第三不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者
 三 一項の登録を受けた者
 四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者
 五 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものをお除く。）をした者
 六 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものをお除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者
 七 第五十条の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託法第三条第三号に掲げる方法による信託をした者
 八 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者
 九 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者
 十 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者
第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 第五条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者
 二 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
 三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
 四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第一項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 二 第八条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 三 第二十一條第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者
 四 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者
 五 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者
 六 第二十九条第二項の規定に違反した者
 七 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
 八 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

- を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者
 九 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 十 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 十一 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十二 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十三 第四十一条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
十四 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告書に虚偽の記載をして提出した者
十五 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対する命令に違反した者
十六 第五十一条第二項の規定による届出をせず、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十七 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者
十八 第五十一条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
十九 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二十 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対する命令に違反した者
二十一 第五十一条第九項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二十二 第五十三条第六項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
二十五 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二十六 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対する命令に違反した者
二十七 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十八 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
二十九 第七十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対する命令に違反した者
 規定による電磁的記録に記録された情報が電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をして提出した説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

四 第九十九条（第五号及び第六号を除く。）、第九十三条第三号、第十三号、第二十四号若しくは第三十三号、第九十四条（第五号及び第七号を除く。）又は第九十六条から前条まで各本条の罰金刑

につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

会社の国内における代表者若しくは清算人又は信託契約代理店（当該信託契約代理店が法人であるときは、その役員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を計上せず、又はこれを使用したとき。

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十二条（電子公告調査）の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないと
第六十九条の規定による命令に違反したとき。
第八十一条の規定による命令に違反したとき。
信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。
一 第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者
二 第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第六十六条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

九 八第六十六条の規定に違反した者
九 第八十五条の十六の規定に違反した者

第一百一一条 第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(第三者的財産の没収手続等)の規定により没收すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」)¹⁾

（う。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

きも、前項と同様とする。

金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十五条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及

4 び第四項中「前条第一項」とあるのは、「信託業法第九十五条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第一百三十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第九十四条第七号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の裁判に基づく登記等）の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)
第一百四十四条 第九十四条第七号の罪に^{ハシマリ}関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

九三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）は、廃止する。
（特定債権の譲渡の公告等に係る経過措置）

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（以下「寺官賃借法」）によつて、第二条第三項に規定する寺官事務所（以下二つともして「寺官」）

同じ。」の規定により確認を受けた旧特定債権法第二条第一項に規定する特定債権（以下この条において「特定債権」という。）の譲渡による計画（第四項の規定による特定債権の譲渡の総額

適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前にした旧特定債権法第七条第一項の規定による公告については、旧特定債権法第八条第二項から第四項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有す

3 この法律の施行前に旧特定債権法第七条第一項の規定によりした公告又はこの法律の施行後に第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧特定債権法第七条第一項の規定によりした

公告により特定債権の譲渡について対抗要件が備えられたときは、旧特定債権法第九条（旧特定債権法第十一一条第一項において準用する場合）及び旧特定債権法第十二条の二の規定により適用す

4 る場合を含む)の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。
この法律の施行前に旧特定債権法第六条の規定により確認を受けた特定事業者は、当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更(特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。)をしよ
うとするときは、この法律の施行後においても、当該変更後の特定債権の譲渡に係る計画を経済

産業大臣に提出して、その計画が旧特定債権法第六条各号に適合する旨の確認を受けることができる。

5 この法律の施行前に特定事業者が旧特定債権法第六条の規定により確認を受けた特定債権の譲渡に係る計画（この法律の施行後に前項の規定による特定債権の總額の変更の確認を受けたものを含む。）については、旧特定債権法第十条（旧特定債権法第十二条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十二条の二の規定により適用する場合を含む。）の規定は、この法規の施行後においても、なおその効力を有する。（指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る経過措置）

第四条 旧特定債権法第十二条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る当該調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務（特定債権等譲り受け業者に係る経過措置）

5 旧特定債権法第十二条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る当該調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務（特定債権等譲り受け業者に係る経過措置）

第五条 旧特定債権法第三条の規定により届け出た計画に従つてこの法律の施行前に旧特定債権法第二条第二項に規定する特定債権等（以下この条において「特定債権等」という。）を譲り受けた旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等譲り受け業者（旧特定債権法第六十六条の規定により特定債権等譲り受け業者とみなされた者を含む。）については、旧特定債権法第三十六条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで、第六十七条、第七十条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、当該特定債権等に係る旧特定債権法第二条第六項に規定する小口債権についての債務の弁済が完了するまでの間は、なおその効力を有する。（小口債権販売業者に係る経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧特定債権法第五十二条の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日又は当該者が同条の許可（その更新を含む。）を受けた直近の日から起算して六年を経過した日のいずれか早い日までの間は、この法律による改正後の信託業法（以下「新信託業法」という。）第八十六条第一項の登録を受けないで、信託受益権販売業（当該許可を受けた小口債権販売業に該当する部分に限る。）を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。（信託業法に関する適用関係）

第七条 新信託業法第二十二条及び第二十三条（これらの規定を附則第十五条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「新兼営法」という。）第二条第一項及び附則第八十条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第二百五号。以下「新保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託業務の委託について適用する。

2 新信託業法第二十四条から第二十六条まで、第二十七条及び第二十九条（これらの規定を新兼営法第二条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託の引受けについて適用する。

3 新信託業法第二十七条（新兼営法第二条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に計算期間を開始する信託財産について適用する。

4 新信託業法第六十五条及び第六十六条の規定は、施行日以後に引き受けられる信託に係る信託財産について適用する。

5 新信託業法第七十四条及び第七十五条（これらの規定を新兼営法第二条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）の規定、第七十六条（新兼営法第二条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定を新兼営法第二条第二項及び新保険業法第九十九条第九項に規定するものとみなす。

二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十四条及び第二十五条の規定並びに第八十五条（新兼営法第二条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介について適用する。

6 新信託業法第九十四条及び第九十五条（これらの規定を新信託業法第一百五条第二項（新兼営法第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定並びに第九十六条（新信託業法第一百五条第二項（新兼営法第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十四条の規定は、施行日以後に行われる新信託業法第九十一条第六項に規定する信託受益権の販売等について適用する。（供託に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の信託業法（次項において「旧信託業法」という。）第七条（附則第十五条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「旧兼営法」という。）第四条及び附則第八十条の規定による改正前の保険業法（次項において「旧保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により供託されている供託物は、新信託業法第十二条第一項（新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により供託された営業保証金とみなす。

2 前項の場合において、この法律の施行の際現に旧信託業法第八条（旧兼営法第四条及び旧保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による供託物の上に存する受益者の優先権は、新信託業法第十二条第六項（新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）に規定する権利とみなす。（準備行為）

第九条 新信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は新信託業法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項若しくは第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新信託業法第四条、第八条（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十四条、第六十八条又は第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。（処分等の効力）

第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

第二条 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定 この法律

二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第三十条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）**第八十五条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。**第四条** 施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、外国証券業者に関する法律及び信託業法の規定並びにこれら**第五条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第六条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第七条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第八条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第九条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第十条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第十一条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第十二条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽**第十三条** 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築土工、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽

社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日) この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。**附 則** (平成一六年一一月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。**附 則** (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。**附 則** (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。**附 則** (平成一八年六月一四日法律第六五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百条 この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、金融機関その他の政令で定める金融機関を除く。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行つものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百四十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第二種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第三項各号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第二百一条 この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、施行日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百四十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二百二条 旧信託業法第二百二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。）は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられ、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 旧信託業法第二百二条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第二百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。）は、その処分を受けた日に取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第二百三条 新金融商品取引法第二十九条の四第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第五十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、みなし登録第二種業者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧信託業法第九十一条第一項の規定により営業保証金を供託している者の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。

5 前項の公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な手続は、内閣府令・法務省令で定める。

第二百四条 信託会社等（信託会社、生命保険会社（改正保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）又は外国生命保険会社等（改正保険業法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）をいう。）は、この法律の施行後最初に特定信託契約（第二十条の規定による改

正後の信託業法（以下「新信託業法」という。）第二十四条の二（改正保険業法第九十九条第八項（改正保険業法第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する特定信託契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一条第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

第二百五条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第二種業者についてには、当該みなし登録第二種業者が附則第二百条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二百六条 新金融商品取引法第三十三条の六の規定は、附則第二百一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者については、当該者が附則第二百一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二百七条 新金融商品取引法第四十七条の二（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条（同項の規定により適用する場合を含む。）の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百八条 新金融商品取引法第四十七条の二（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百九条 新金融商品取引法第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百十条 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対してされた旧信託業法第二百一条（旧信託業法第二百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日前に終了した事業年度に係る处分は、新金融商品取引法第五十二条第一項（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による处分とみなす。

第二百十一条 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対するとしてされた旧信託業法第二百一条（旧信託業法第二百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による处分は、新金融商品取引法第五十二条第一項（旧信託業法第二百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）に該当する行為は、金融商品取引法第五十二条第一項第七号（同法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）に該当する行為とみなして、同法第五十二条第一項（同法第六十五条の五第二項において適用する場合を含む。）の規定による

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第二種業者の役員である者（旧信託業法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対してされた旧信託業法第二百二条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第二百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による处分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第

十一條の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除））を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一條中貸金業法第十二條の二の次に一条を加える改正規定（第百五一条の七に一項を加える改正規定、第十二條中保険業法目次の改正規定（第百五一条を「第一百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第百五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十九条第八項の改正規定、同法第二百四十条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を「第十九条の二及び第五十条の二第二十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定（政令への委任）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を行え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

附 則 **（平成二十一年五月一九日法律第三二号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第一条中金融商品取引法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十八条の二の次に二号を加える改正規定並びに同法第二百九十八条の三、第二百九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一條の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第

び同法第二百五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定 公布の日
(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二條中貸金業法第十二條の二の次に一条を加える改正規定（第百五一条を「第一百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二百四十条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を「第十九条の二」に改める部分に限る。）は、政令で定める。

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

附 則 **（平成二十四年八月一日法律第五三号）抄**

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第一条、次条及び附則第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二十五年六月一九日法律第四五号）抄**
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十八条の二の次に二号を加える改正規定並びに同法第二百九十八条の三、第二百九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一條の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第

二項の改正規定に限る。)、第三十一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 略

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十二条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十二条の十一第一項及び第三項並びに第一百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十条四条第二項、第五十二条の二十二第二項及び第二項並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十二条の二十二第二項及び第二百七十二条の四十一第二項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十二条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にはした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第三十八条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十五年一月二七日法律第八六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(罰則の適用等に関する経過措置)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定(「第八章 罰則(第一百九十七条—第二百九条)」を「第八章 罰則(第一百九十七条—第二百九条の三)」、第八章の二、没収に関する手続等の特例(第二百九条の四—第二百九条の七)」に改める部分に限る。)、同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二第四項第五十七条の二第五项、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定(「規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同法第四项の改正規定(「規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十条第一項の改正規定並びに第二条(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。)、第三条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定(第三十八条)の下に「(第七号を除く。)を加える部分に限る。)及び同法第二条の二の改正規定を除く。)、第四条(農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。)、第五条(消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十二条の二の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八条(投資信託による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。)、第十七条(改正規定を除く。)、第十二条(定期信用銀行法第十二条の四の改正規定を除く。)、第十三条(銀行法第十三条の四、第五十一条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十四条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十五条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。)、第十七条(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び同法第四項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(平成二十九年五月二十四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二十五条

(この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について)

(その他の経過措置の政令への委任)

(その他の経過措置)

(その他の経過措置)

(その他の経過措置)

(附則)

(平成二十九年六月二日法律第四五号)

(附則)

(この法律に関する経過措置を含む。)

(政令で定めるもの)

(この法律の施行に関する罰則の適用について)

(附則)

(平成二十九年六月一四日法律第三七号)

(附則)

(この法律に関する経過措置)

(政令で定めるもの)

(この法律の施行に関する罰則の適用について)

(附則)

(平成二十九年六月二日法律第四五号)

(第三条)

(この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について)

(附則)

(政令で定めるもの)

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則

(令和四年六月一〇日法律第六一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則第一二十九条の規定）

(政令への委任)

(附則)

(令和五年六月一六日法律第六三号)

(附則)

(この法律に関する経過措置)

(政令で定めるもの)

(第一項)

(第二項)

(第三項)

(第四項)

(第五項)

(第六項)

(第七項)

(第八項)

(第九項)

(第十項)

(第十一項)

(第十二項)

(第十三項)

(第十四項)

(第十五項)

(第十六項)

(第十七項)

(第十八項)

(第十九項)

(第二十項)

(第二十一項)

(第二十二項)

(第二十三項)

(第二十四項)

(第二十五項)

(第二十六項)

(第二十七項)

(第二十八項)

(第二十九項)

(第三十項)

(第三十一項)

(第三十二項)

(第三十三項)

(第三十四項)

(第三十五項)

(第三十六項)

(第三十七項)

(第三十八項)

(第三十九項)

(第四十項)

(第四十一項)

(第四十二項)

(第四十三項)

(第四十四項)

(第四十五項)

(第四十六項)

(第四十七項)

(第四十八項)

(第四十九項)

(第五十項)

(第五十一項)

(第五十二項)

(第五十三項)

(第五十四項)

(第五十五項)

(第五十六項)

(第五十七項)

(第五十八項)

(第五十九項)

(第六十項)

(第六十一項)

(第六十二項)

(第六十三項)

(第六十四項)

(第六十五項)

(第六十六項)

(第六十七項)

(第六十八項)

(第六十九項)

(第七十項)

(第七十一項)

(第七十二項)

(第七十三項)

(第七十四項)

(第七十五項)

(第七十六項)

(第七十七項)

(第七十八項)

(第七十九項)

(第八十項)

(第八十一項)

(第八十二項)

(第八十三項)

(第八十四項)

(第八十五項)

(第八十六項)

(第八十七項)

(第八十八項)

(第八十九項)

(第九十項)

(第九十一項)

(第九十二項)

(第九十三項)

(第九十四項)

(第九十五項)

(第九十六項)

(第九十七項)

(第九十八項)

(第九十九項)

(第一百項)

(第一百一項)

(第一百二項)

(第一百三項)

(第一百四項)

(第一百五項)

(第一百六項)

(第一百七項)

(第一百八項)

(第一百九項)

(第一百十項)

(第一百十一項)

(第一百十二項)

(第一百十三項)

(第一百四項)

(第一百五項)

(第一百六項)

の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)「同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百十五条第四号及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下の条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

(政令への委任)
第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

[View all posts](#)